

記者会見要旨

日 時 : 平成 17 年 5 月 12 日 (木) 午後 6 時 ~ 午後 6 時 5 0 分
場 所 : 東証 会議室
説 明 者 : 鶴島社長、長友常務取締役

社 長 東京証券取引所は、本日、カネボウ株式の上場廃止を決定いたしました。

カネボウは、昨年 10 月 28 日、自社に設置した「経営浄化調査委員会」の調査結果として過年度に不正経理が行われていた旨を公表しました。これを受け、私どもでは、同日、同社株式を監理ポストに割り当て、上場廃止のおそれがある銘柄として、投資者の注意を喚起して参りました。カネボウは、その後、不正経理の詳細を調査し、4 月 13 日に、平成 12 年 3 月期から平成 16 年 3 月期までの 5 期分についての決算内容の修正の開示を行い、5 月 2 日に「有価証券報告書の訂正報告書」を提出しております。

カネボウ株式の上場廃止理由は、株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 11 号 a (上場会社が財務諸表等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合) 及び同号 b (上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書において「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合) に該当するためです。

私どもでは、これらの基準における「影響が重大であるかどうか」については、「虚偽記載」の内容の重大性、及び、「虚偽記載」への組織的な関与の状況を検討の基本として、証券市場に対する信頼の毀損の状況を勘案することにより判断することとしております。

私どもでは、監理ポストに割り当てて以後、これまでの間、カネボウの開示内容、財務諸表の訂正内容を精査するとともに、カネボウから必要な報告を求め、上場廃止基準に該当するかどうか審査を行って参りました。その結果、カネボウの「虚偽記載」の内容は、実際には大幅な債務超過であるにもかかわらず資産超過とし、また、多額の当期純損失を計上すべきところを当期純利益を計上していたこと、さらには、同社の債務超過の状況は、本来であれば債務超過に係る上場廃止基準に平成 14 年 3 月期から平成 16 年 3 月期までの 3 期間、

該当していた水準にあったことなどから、投資者の投資判断を大きく誤らせるものであったと認められるものであります。加えて、同社の「虚偽記載」への関与の状況を見ましても、こうした事態は、同社元役員の指示により全社的に不正経理が行われていたという、投資者の開示情報に対する信頼を損なう組織的行為に起因するものと認められます。私どもでは、これらの事情からすると、同社が行った「虚偽記載」は、投資者の証券市場に対する信頼を著しく毀損するものと認められるため、同社株式の上場廃止を決定したものであります。

なお、カネボウは、産業再生機構の支援を受けて、事業再生途上にある会社であります。私どもでは、産業再生機構法が目的とする「我が国産業の再生」、「事業者の事業再生の支援」は、証券市場にとっても上場銘柄が投資対象として投資者から再評価されることとなり、市場の活性化に資するものであると考えており、このような考えの下、平成15年春に、産業再生機構が支援する上場会社についての債務超過基準の特例や、やむを得ず上場廃止基準に該当した場合であってもその早期の再上場が可能となるよう利益の額に係る上場審査基準に特例を設けております。また、カネボウにおいては、「虚偽記載」を主導した旧経営陣が退任し、産業再生機構による経営監視の下、今後においては、適正な財務情報の開示を行い得る体制に改善が図られてきているということもあり、私どもとしては、これらの事情を踏まえつつ慎重に審査を進めてきたところであります。

しかしながら、同社の「虚偽記載」が、これまで、長期間にわたり、同社の組織的な関与の中で、多数の投資者に投資判断を大きく見誤らせる情報に基づいて売買を実施させていたことに鑑みると、証券市場に対する信頼に与えた影響は甚大であり、同社が、産業再生機構による支援の下、事業再生途上にあるという事情を踏まえてもなお、その影響は重大であると言わざるを得ず、今般、上場廃止との結論に至ったものです。

なお、カネボウ株式は、明日5月13日付けで整理ポストに割り当てることとなります。整理ポストでの売買期間は、原則として1か月となりますので、同社株式は、本年6月13日月曜日に上場廃止となります。したがって、その前営業日である6月10日金曜日が売買最終日となります。

記 者 カネボウの上場存廃については、産業再生機構から東証に意見書が寄せられ

ていたと思います。一つ目は個人投資家に不測の損害を与える可能性があるという指摘をしているのですが、これについての東証の見解をお聞かせください。

社 長 確かに上場廃止という事態になりますと、一般投資家に不利な状況を作り出すということは、カネボウに限らず上場廃止の措置を取る場合にはいつも私どもの気がかりになる部分であります。そういった意味もあって、証券取引所では、投資者が上場廃止に関し予見し得るよう、予め上場廃止基準を明確に定めているところであり、上場廃止のおそれがある場合には監理ポストに割り当て、投資者にそのリスクを周知し、その上で、基準に照らして上場廃止の是非を決定しているものであります。上場廃止によってカネボウの一般株主の換金の機会が狭められるという御指摘は、その通りだと思いますが、内外の投資者の信頼を維持、回復していくためには、やむを得ない対応であったと認識しております。

記 者 もう一点、機構は、今回刷新された経営陣が自主的に調査した結果明らかになったにもかかわらず、それを理由に上場を廃止されると今後の事業再生市場は萎縮する可能性があるという指摘もしているのですが、それについてはどうですか。

社 長 過去の不正を調査し、それを明らかにした新経営陣の行動自体は評価されるべきものであろうと考えております。しかしながら他方で、長期間にわたる不正な開示が、投資者の投資判断を大きく誤らせる情報を与えてきたということ、また、そのことによって証券市場の信用に対する疑念を惹き起こしているという状況もあるわけであります。財務情報の正確な開示というものは、投資者の証券取引に対する信頼の根幹を成す極めて重要なファクターであり、言わば健全な証券市場の生命線といわれる部分だろうと思います。今後、こうした問題の再発を防止し、内外の投資者の信頼を維持、回復していくためには、基準に照らして上場を廃止することが必要と判断したものであります。カネボウの新経営陣にあっては、健全な証券市場の運営のための対応であることを御理解頂きたいと考えております。

記 者 個人投資家保護という観点からは、半年近く監理ポストにカネボウ株を置いているということで、十分保護の措置をとっていたというお考えなのでしょうか。

社 長 私が先ほど申したことと、半年間あったから十分な保護があったということとはニュアンスが違います。上場廃止という事態になると、必ずその問題はついて回るわけですので、そのことを完全に保護する、あるいは避けるということとは不可能だろうと思います。ただ、他方で証券市場の健全な運営、信頼性の確保という問題に照らしてやむを得ない部分もあるのもいたしかたないと考えている次第であります。

記 者 カネボウは、現在、新経営陣の下で経営再建に取り組んでおりまして、今回の上場廃止の措置は、昔の経営陣が行った虚偽記載を理由に、現在の新しいカネボウが制裁されるということだと思うのですが、過去を断ち切った企業がなぜ過去の罪で制裁を受けなければいけないのかという心情的な見方もあると思います。その辺りは、上場廃止を決断されるまでにどのような議論を内部でなさって、どのような整理をされたのかお聞かせ願えないでしょうか。

社 長 基本的には先ほど申しましたように、経営陣が今回とられた過去の不正に対する調査は評価されるべきだろうと思います。ただ、現実には、長期にわたる不正の開示が投資判断を大きく誤らせてきたことは正に証券市場の信頼に対する大きな裏切りであることも事実だろうと思います。したがって、証券市場の信頼の根幹であるディスクロージャーの信頼性ということに照らすと、今回の上場廃止という処分そのものはやむを得ざる措置と考えております。

記 者 上場廃止の理由の一つの虚偽記載の影響が重大ということですが、影響の重大性について、今回はなぜそれが重大という判断になったのかという客観的な尺度があったのかどうか。これまでも西武鉄道の上場廃止というものに照らして、そろそろ影響の具体的な尺度のようなものが、東証内部でも出来上がりつつあるのではないかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

社 長 重大性の判断というものは、いろいろなケースで、一律には判断しがたい部分があるかと思います。基本的には、事実の積み重ねの中で、ある程度の基準のようなものが出てくるかもしれませんが、今回、この重大性の判断は、先ほど申し上げましたように、虚偽記載の内容の重大性、これは投資家をミスリーディングさせる大きな数字の誤り、それから二つ目の視点としては、こうした虚偽記載への組織的な関与の状況がどうだったかということも大きな判断材料として見ておりまして、これも先ほど申しましたように、役員の指示により

全社的に、ほとんど全部門にわたって不正経理が行われていたと認められますので、この点も大変大きな要素だと考えております。

記 者 慎重に判断されてきたのは、事実認定ではなくて、事実を前提に、廃止した場合と上場維持した場合の与える影響、利益を判断したということなのでしょうか。

社 長 私どもは、先ほども言いましたように、証券市場の信頼性を確保するために、信頼を損ねるような行為を行った企業に対しては、上場廃止基準を予め明示しております。したがって、この廃止基準に該当するかどうかということが基本的なスタンスです。その際に、事実、再生機構で支援を受けているものについては、既に我々の基準の中にも特例を設けるという形で対応しており、一定の評価もしているわけですから、カネボウについては諸々の事情、要請等も検討の段階では慎重に考慮しましたがけれども、しかしながら、証券市場の信頼を毀損した重大性からすれば、廃止もやむを得ないという判断をしたということです。

記 者 東証の判断を基本的に尊重する立場で質問するのですが、市場の信頼性を極めて重視された判断だと思いますが、その一方で、騙された立場である投資家が最大の被害者で、東証自体も長年にわたって虚偽記載の報告を見抜けなかったということにもなると思うのですが、東証自身の責任、投資家からの信頼をどう取り戻すか、という点についてのお考えをお聞かせください。

社 長 市場の運営者として、投資家の信頼を得られるような市場運営を行っていくことは私どもの基本的な使命だと思っております。ディスクロージャーの問題について言うと、有価証券報告書の虚偽記載という問題については、制度的にその内容については公認会計士が監査して、監査意見を付するということによって、内容が担保されるという仕組みになっているわけです。私どもは市場運営上、信頼性の確保に全力をあげるわけではありますが、有価証券報告書の虚偽記載について、公認会計士がかなりの労力をさいて監査したものを、我々がすべてチェックをして虚偽の記載を見抜くということは能力的にも無理ですし、不可能だと申し上げざるを得ないです。したがって、そうしたことも踏まえて、昨年、西武鉄道の事件が起きた後に、私は公認会計士協会の会長と話をしまして、実務者のプロジェクトを立ち上げて、双方で協力できるもの、あるいは、

これまでのケーススタディーから今後に活かせるものを洗い出しながら、双方協力しながらできるものはやっこうと、今やっているところです。したがって、我々としても何もしないということではなしに、可能な限り、証券市場の信頼性の確保のために、できる努力を全力でしていくという思いを持っております。ただ、100%今度の虚偽記載のようなものを見抜けるかという現実問題としてなかなか難しさがあるということでもあります。

記 者 騙された立場の投資家のサイドに立って、永年にわたって虚偽の決算内容を担保してきた公認会計士、監査法人を告発する等の意思はありますか。

社 長 これからこれに携わった公認会計士に対してどういう動きになるかということとは私どもも必ずしもよく分かりません。法律に照らして何らかの動きが出てくるかもしれません。ただ、私どもが今、公認会計士を告発するということを考えているわけではありません。

記 者 事実関係の確認ですが、再生機構の発表文を拝見すると、確かに上場維持を求めたいという立場をとられているのですけれども、事実としてそれが文書が何かで取引所に伝えられたということはあったのでしょうか。

社 長 私が承知している限りでは、正式な文書が届いたとは理解しておりません。事情聴取の中で、そういう意向が伝えられたということは事務局から報告を受けております。

記 者 それは機構のような組織が意見を表明する段取りとしては正しいのでしょうか。

社 長 私どもは基本的に、例えば、どこからか上場維持の要請を受けるとか、お願いを受けるという立場ではございませんし、仮にそういう意向が示されたとしても、そのこと自体を斟酌する立場にはないと思っております。

記 者 再生機構が上場を維持して欲しいという意見を表明することも異例だと思うのですが、機構が絡む案件については、再上場の特例など現行制度で既に措置を設けているにもかかわらず、今回、現行制度に更に上乘せした特別な恩典を受けたいということを公的な機関が言うこと自体に対して、何か感想、受け止め方はございますか。

社 長 今申し上げましたように、正式な要請があったかどうかということの理解にもよると思いますが、私どもの理解としては、先ほど言ったようなことであり

ますし、私どもはそういう要請を受ける立場でもありませんし、そのお願いによって判断が左右されるものでもないということでもあります。

記 者 今回のカネボウの事例を受けて、上場廃止の基準を見直す、変えるというお考えはありますか。

社 長 今回のカネボウを受けて、今現在、上場廃止基準を何か改めるという考えは持っておりません。

記 者 金融庁には報告に行かれたかと思うのですが、反応はどうだったのでしょうか。

社 長 個別の上場株の上場廃止というのは届出事項となっております。ただ、本件に限らず、金融庁とは適宜必要な連絡をとっておりまして、本件についても事前に報告は行っております。詳しいやり取りについては、コメントをすべき立場ではございませんが、金融庁としては「上場を廃止するかどうかは、基本的には証券取引所がそのルールに基づいて決めること」と認識されているものと、我々は理解しております。

記 者 例えば政治家から、維持を求める圧力のようなものをこの間感じたことはありましたか。

社 長 具体的に私はありません。

記 者 東証の上場廃止というのは、世間的にもかなりインパクトが強いと思うのですが、今後上場廃止を決断する局面も増えていく時代だとは思いますが、上場廃止後の環境として、東証の対応、証券業協会の対応として、これからこういう整備が必要だと感じていることがありましたら教えてください。

社 長 公共インフラとしての証券市場が健全にその機能を果たしていくためには、今後証券市場に対する多くの投資家からの信頼が基本であり、生命線であると思っております。したがって、上場廃止基準という我々が持っているルールも、そうした点に照らして、やむを得ざる退場を求めるというケースがでてきた場合には、適用していくということです。廃止基準に該当する事例というのは、いろいろなケースがあります。企業そのものがなくなってしまうケースもあれば、企業はそのまま存在するけれども、情報開示において不適切な点があったので、それは投資物件としては適格性を欠くということで退場を求めるものもあれば、いろいろなケースがあると思います。先ほどもお話が出ましたように、

そうした場合に、既存の一般投資家の売買、換金の途が狭まるということは、皆さんからの御指摘にもあるように難しい問題だろうという認識は持っておりますが、それに対して救済できるような何かがあるかどうかという、これまた難しいところもあります。現在は、協会にルールがあって、それに合致するものはある程度の流通性が確保されたり、あるいは、そうでないものについては、証券会社との相対売買でその途が開かれているというルールになっておりますので、完全に途が閉ざされるわけではありません。そうした問題については、やむを得ざる措置とはいえ、工夫の余地があれば、それは検討の余地もあるのかもしれないという気持ちはありますけれど、具体的にはなかなか難しいということです。

記 者 今日役員会の様子、例えば議論したのか、全会一致だったのか、その辺を教えて欲しいのと、西武鉄道の時と比べてどちらが御苦労されたのか、感想を教えてください。

社 長 今日午後、臨時の取締役会を開いて、そこで協議し、私どもからこれまでの調査の状況を報告し考え方を述べ、そしてそれを御議論いただき決定をいただいたというプロセスです。取締役会の中身ですから、個別の意見は差し控えさせていただきますが、私どもの示した考え方について、基本的に、皆さん賛意を示していただき、特に異論はございませんでした。

それから苦労という点では、確かに上場廃止を決定するときには、それがもたらす影響ということは常に頭の中にありますので、いずれの場合にも苦労といえば苦労なのです。ただ、西武鉄道や今回のカネボウとなりますと、社会的に与える影響というのは大変大きなものがありますので、そういう意味ではどっちがどうという比較はできませんが、影響度の大きいものについては一層の気持ちの重さというものはあります。

記 者 今後、カネボウがまた上場を目指すという前提でお伺いしたいのですが、その場合、再生機構の案件ですから、1年間4億円以上の利益を上げていれば申請する資格が与えられるわけで、そう考えた場合に、時価総額などいろいろな他の条件を満たせばですが、利益という面では4億円を満たせば最短で06年度にも可能になるという理解でよろしいのでしょうか。

常 務 仮定の話ですが、まず17年3月期及び18年3月期に無限定適正といった

意見が付された財務諸表が出てくること、それから今おっしゃられたように経常利益、税引前純利益で4億円以上という、産業再生機構銘柄であっても上場廃止があり得るという前提で、産業再生機構銘柄に対する特例を作りました。したがって、仮定の話ですが、最短ということでは、仮に利益4億円という数字が出て、適正意見などが出て、かつそれ以外の条件も全て満たしたということであれば、それは可能であると思います。

記 者 今回、その廃止による影響を考えるにあたってその辺の斟酌というのはあったのでしょうか。

常 務 再上場という問題については、考慮しておりません。あくまでも上場廃止基準に照らして、廃止をすべきかどうかという議論に尽きます。

記 者 今のところ法的には告発も起訴も有罪判決もないのですが、取引所の「虚偽記載」の程度はどこまでなのですか。

常 務 一般にいう虚偽記載というのではなくて、我々のルールでは鍵カッコ虚偽記載（「虚偽記載」）とよく言いますが、それはまず、告発をされるような虚偽記載であるかというのが1点、2点目は管轄官庁から訂正命令を受けた場合、それから、もう1つ、これが今回の件ですが、自発的に訂正をしたけれどもその訂正内容が訂正命令を受けるのと同様という場合が「虚偽記載」です。

記 者 昨年末に、会社で自発的に粉飾をやったかもしれないと発表をしているのですが、例えば興洋染織の取引についてマスコミはいっぱい書いていますし、資料も調べようと思ったら調べられたのですが、なぜその時にしないで、今、同等という事実が認定できたのでしょうか。

常 務 数字が確定したのは、皆さんも御存知のとおり5月2日の訂正報告書の提出です。意見差し控えのものも含めた連結と単体です。その段階ではっきりとした数字が出ました。予測の数字で私どもとして判断すること自体が不可能であります。

記 者 3つ目の基準に関してですが、この会社のように数千億単位で過去5～6年間、業績の下方修正をした企業、実際に同等と思えるような企業はごまんとあります。今後、東証として自発的に、実際にもしかしたら粉飾じゃないのかとって捜査すべきだと思うのですが、されないのでしょうか。

常 務 もし、そういった事例があったならば、当然に調査いたします。

記 者 実際に疑わしいという発表は今までたくさんありますが、いちいちされると
いうことはないのでしょうか。

常 務 疑わしい発表とはどういうものですか。

記 者 処分を受けるのと同様、虚偽記載に当たるような業績修正発表はこれまでご
まんとあると思うのです。例えば、去年ダイエーが業績修正を発表しましたが
れど、コロニー・キャピタルとの偶発債務が入っていました。実態は重要事実
であったにもかかわらず開示をしていなかったわけです。あれは粉飾とは言え
ないと思いますが、非常に疑わしい偶発債務だとみんな言っております。ああ
いうものはチェックしないのでしょうか。

常 務 今回の場合において、上場廃止基準へ該当かどうかということについては、
財務諸表等もしくは中間財務諸表等に「虚偽記載」があり、かつその影響が重
大というところが問題となった部分であります。業績の修正と今回の場合とは
違うと認識をしております。ただ、常にそうですけれども、可能な限り適時適
切な開示をするということが、上場会社にとっての当然の責務であり、またそ
れが市場の根幹であるというのは鶴島からも申し上げました。そのことにつ
いて、今後とも可能な限り我々としても取り組んでいきたいと思っています。ま
た、先般導入した宣誓書や確認書も、こうした浄化、各社それぞれが積極的に
取り組んでいかれるということを心から期待して導入をしたものでもあるとい
うことを御理解いただければと思います。

記 者 監査報告書ですが、2004 年 3 月期までが意見が付いてなかったわけで、今
はまだ 2005 年 3 月期に意見を表明しない旨は記載されていないのですよね。

常 務 まだ 2005 年 3 月期のものは出ておりません。

記 者 監査報告書については、2005 年 3 月期は付くのではないかという話なので
すが、その考慮はされなかったのでしょうか。

常 務 まだ出ておりませんので、考慮の対象外です。それから先ほど御質問があっ
た再上場というのは、2005 年 3 月期と 2006 年 3 月期に適正意見が付いている
ということが、まず条件だと申し上げました。それは別の問題だと認識して
おります。

記 者 今、永田町や霞ヶ関で、東証の自社株上場と同時に自主規制部門を分離した
らどうかという意見がちらほら出ているのですが、今回の決定に際しそうした

話は意識されましたか。

社 長 今、御指摘のようなことをダイレクトにこれに絡めて判断したということはありません。

記 者 半年で2社上場廃止というのは、世界的に見ても稀だと思いますが、それを防ぐために全社調べることは事実上不可能だとおっしゃっていましたが、例えば、再建中の企業とか経営困難に陥っている企業とかに絞って調べたらどうですか。

常 務 半年間で2社は世界で見ても稀だということですが、他の市場でもワールドコム、エンロンその他そういう事例はあると思います。

記 者 廃止はあるかもしれませんが、こういう事件を起こして廃止されるのは稀だと思います。

常 務 先ほども申し上げましたが、ガバナンスの取組み方、内部統制、内部管理システムの導入について、先般の宣誓書や確認書の導入は、正しくその宣誓や確認をするための仕組みを内部に作らせるというインセンティブを与えたということからすれば、我々として可能な限りの努力を今後も続けていかなければならないということを認識していることだけは確かです。

記 者 そうなると、再建中、経営困難に陥っている企業に絞って調べるという考えはないのですか。

常 務 再建中だから疑念があるといったことは念頭にはありません。ただ的確に開示がされているかどうかという確認は、当然、それは全ての会社についてですが、行っています。

記 者 このような問題、粉飾決算や虚偽報告する企業は、やはり何らかの経営の問題があるのが普通だと思います。

常 務 そういう場合については、可能な限りコンタクトを取り、それから開示が必要なものについては開示を促す。万が一必要だと認識したものについて、開示しない、開示が遅延している、不十分だという場合には、皆様も御存知のとおり、開示注意銘柄に指定をすることもあり得ますし、また開示についての改善報告書の徴求、これは5年以内に3回徴求することになると上場廃止の対象となるというルールになっております、可能な限り必要な対応をとっていくということであり、今後も、そのつもりであります。

記 者 確認ですが、今回の上場廃止は、発行会社であるカネボウ、事情聴取された産業再生機構には連絡はされたのでしょうか、またその時の反応はどのようなものであったのか教えてください。

常 務 再生機構にはしておりませんが、カネボウには連絡しております。別段コメントはないと聞いております。

以 上